

宮城県農業大学校 同窓会会則

第1条 本会は、宮城県農業大学校同窓会（以下本会と称する）と称する。

第2条 本会は、事務局を宮城県名取市高館川上字東金剛寺1番地宮城県農業大学校内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦と農業に関する知識、技術の向上を図るとともに宮城県農業大学校の発展と豊かな地域社会の醸成に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1 正会員

- ①宮城県農業試験場古川分場技術練習所修了生
- ②宮城県宮城農学寮修了生
- ③宮城県農業専修学園修了生
- ④宮城県高等農業研修所修了生
- ⑤宮城県農業大学校卒業生
(平成20年度までは宮城県農業実践大学校卒業生)

2 準会員

宮城県農業大学校の各学部にて在籍している学生を以って準会員とする。

第5条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講習・講話会の開催
- 2 視察研修会の開催
- 3 機関誌等の発刊
- 4 表彰に関する事
- 5 会員名簿の維持管理
- 6 宮城県農業大学校の発展に必要な事業や教育活動に対する援助
- 7 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 副 会 長 | 2 名 |
| 3 理 事 | 7 名 |
| 4 監 事 | 2 名 |

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、会務を総理し会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
- 3 理事は会の運営に当たり、監事は庶務並びに会計を監査する。

第8条 役員は、総会において選出する。

第9条 本会に顧問並びに参加を置くことができる。

- 1 顧問は、総会又は役員会の承認を得て、会長が推挙する。
- 2 参加は、会長が委嘱し総会又は役員会で報告する。

第10条 役員の仕事は2カ年とし、再選を妨げない。

役員に欠員が生じた場合の補充役員の仕事は、前任者の在任期間とする。

第11条 事務局は会計と庶務で構成し、会務を処理する。
事務局長は会長が宮城県農業大学校と合議し委嘱する。

第12条 本会に部会を置く。
部会は、部会の規則により会費を徴収し、事業を行うことができる。

第13条 本会の会議は、総会並びに役員会及び会長、副会長会議とする。
1 総会は、代議員（年度別代表者）を以てこれにあて、西暦偶数年5月に会長が招集する。
2 役員会及び会長、副会長会議は、会長が必要と認めたときにこれを招集する。
3 会長は必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

第14条 総会は次の事項を附議するものとする。
1 会則の変更
2 事業計画並びに収支予算及び決算
3 会費の決定
4 役員を選出
5 その他役員会で認めた事項

第15条 役員会は、総会附議事項及び会務について協議する。また、会長、副会長会議は実施運営上の事項について協議する。

第16条 会議の議事は、出席者の過半数の同意で決める。

第17条 会議の議事は、選ばれた書記がその要領を記載した議事録を作成し保管する。

第18条 本会の会費は、会費及びその他の収入を以てあてる。
1 会費は、終身会費及び臨時会費とする。
2 終身会費は15,000円とし、入会手続き時に納入する。ただし、準会員からは徴収しない。
3 臨時会費は必要に応じ、総会の同意を得て徴収する。
4 既納の終身会費並びに臨時会費は、原則として返還を受けることはできない。

第19条 本会の会計年度は、西暦偶数年の4月1日に始まり、翌々年3月31日をもって終わる。

第20条 記念事業積立金として繰り入れた基金は、特別会計として管理する。管理にあたっては、次期記念事業の支出があるまで、適正な管理に努めることとする。

第21条 本会に定めたものの他、本会の運営に必要な規定は総会又は役員会に諮って会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和55年11月 2日から施行する。
この会則は、平成 6年 5月20日から施行する。
この会則は、平成14年 5月31日から施行する。
この会則は、平成16年 5月31日から施行する。
この会則は、平成21年 6月24日から施行する。
この会則は、平成30年 5月31日から施行する。
この会則は、令和 6年 5月22日から施行する。